

生食輸発0324第1号
平成29年3月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

標記については、平成29年3月21日付け生食輸発0321第1号「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」により通知し、操業停止又は特別監査の対象となった21施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリス等の畜産食品については、3月21日以降、輸入手続を保留し、輸入を認めないこととしたほか、他の施設から出荷された鶏肉等についても衛生状態の検証を行うため、輸入時の検査を強化しているところです。

また、上記21施設のうち、輸入実績が確認された2施設（SEARA ALIMENTOS LTDA(SIF:530)、BREYER & CIA LTDA(SIF:3522)）から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスについて、輸入業者に流通状況を調査し、在庫が確認された場合には詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請しているところですが、これまでの調査の結果、輸入業者や販売先において、364トンの在庫が確認されたため、2施設から出荷された鶏肉等に加え、出荷施設が不明なものについても、販売を見合わせるよう指導をお願いします。

(参考) 1施設から、鶏肉が平成28年度に8千7百トン、平成27年度に8千9百トン、他の1施設からは、はちみつとプロポリスが平成27年度に7.3トン（平成28年度は0）輸入。